

令和 2 年度 重点事業・主要事業

峡南保健福祉事務所

重点事業

- | | |
|---------------|-------|
| 1) 在宅医療・ケアの推進 | … 1 7 |
| 2) 災害時体制の充実 | … 1 9 |

主要事業

- | | | |
|----------|--|-------|
| 1) 福祉課 | ○管内及び所内の災害体制の充実 | … 2 1 |
| | ○峡南圏域における発達障害（児）者等に係る支援体制の強化 | … 2 2 |
| 2) 生活保護課 | ○訪問調査活動の充実 | … 2 3 |
| | ○就労支援の充実・強化 | … 2 4 |
| 3) 長寿介護課 | ○地域包括ケアシステムの構築とその深化・推進 | … 2 5 |
| | ○介護サービス事業者の指導監督 | … 2 7 |
| 4) 衛生課 | ○食品による事故防止及び食品衛生法改正による HACCP
に沿った衛生管理の制度化への対応 | … 2 9 |
| | ○生活衛生関係営業施設による健康被害の未然防止 | … 3 0 |
| | ○医薬品の安全管理及び薬物乱用防止対策 | … 3 1 |
| 5) 地域保健課 | ○災害時医療体制の充実 | … 3 2 |
| | ○いのちのセーフティネット体制の推進強化 | … 3 4 |
| | ○重大感染症発生時の医療体制の整備 | … 3 5 |
| 6) 健康支援課 | ○在宅医療広域連携等推進事業 | … 4 0 |
| | ○生活習慣病予防対策 | … 4 1 |
| | ○難病患者の支援体制の整備 | … 4 4 |

R2年度 重点事業（実績）

担当課

長寿介護課・地域保健課・
健康支援課

事業名	在宅医療・ケアの推進
目的・経緯	<p><目的> 峡南地域は、過疎化・高齢化が進み、認知症及び介護が必要な人は多いが、保健医療福祉従事者等の人材資源が非常に少ない。 そのため、住民が在宅療養を望んだ時に安心して療養できる地域の実現に向け、峡南地域の実情に即した認知症も含めた在宅医療やケアの体制整備をめざす。</p> <p><経緯> ○ 平成23年度、飯富病院内に峡南在宅医療支援センター（以下「センター」）を設置。 ○ 平成26年4月、管内5町と県が事業主体となりセンターの管理運営を飯富病院に委託。 ○ 平成26年度、峡南地域保健医療推進委員会（以下「委員会」）の専門委員会として「峡南地域在宅療養者支援のための多職種連絡会議」を設置し、多職種による協議や人材育成研修会、住民への普及啓発事業を継続実施。（平成29年度終了） ○ 平成27年度、センターにおいて「峡南地域患者情報共有システム（コンパス）」サーバーを利用し「峡南在宅患者情報共有システム（コメット）」を運用開始。（同システムは、コンパスの終了に伴い平成30年度末をもって運用を終了） ○ 平成28年度、管内5町が介護保険事業の「在宅医療・介護連携推進事業」、「認知症初期集中支援チーム」の事業の一部をセンターに委託。 ○ 平成29年10月、5町共同の認知症初期集中支援チームをセンターに配置。同年度5町全てに認知症地域支援推進員配置となった。 ○ 第7次山梨県地域保健医療計画峡南圏域アクションプラン（H30～6年間行動計画）、健康長寿やまなしプラン・各町の第7期介護保険事業計画（H30～3年間）策定。 ○ 平成30年度、委員会の専門委員会として、新たに在宅医療提供体制整備を重点とした「峡南地域在宅医療広域連携会議」を設置。 センター委託の在宅医療・介護連携推進事業として「峡南地域の入退院時の病院とケアマネジャー連携ルール（手引き）」が作成され、令和元年度から運用を開始。</p>
実績	<p>○ 峡南地域在宅医療広域連携会議の開催 2回（R2年8月、R3年2月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2回ともに新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から書面開催 ・昨年度実施した訪問看護ステーション向けの自宅看取り調査結果から抽出された課題に対する対策を委員より意見聴取し対策案として提示。今後、提示した対策に基づき個人・所属・管内として取り組むことを確認していく。 ・コロナ禍における在宅医療推進上の課題と工夫点についても調査し委員に情報提供した。 <p>○ 健康長寿やまなしプラン・各町の介護保険事業計画の推進（通年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各町を個別訪問し、高齢者の自立支援・重度化防止に向けて、第7期介護保険事業計画に位置付けられた各事業の進捗管理や評価、第8期介護保険事業計画の策定が効果的に実施されるよう支援を行った。 ・自立支援型地域ケア会議未実施の町の立ち上げに向けた打ち合わせ会に参加し、関係者への説明や町担当者への助言を行った。 ・依頼に応じて各町の協議体に参加し、効果的な運営が行われるよう助言を行った。 ・各町担当者と意見交換等を行い、在宅医療・介護連携に関する町ごとの課題や検討の視点の整理について支援を行った。

<p>実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認知症支援体制づくり（通年） <ul style="list-style-type: none"> ・各町担当者と意見交換等を行い、認知症施策に関する町ごとの課題や検討の視点の整理について支援を行った。 ○ 各町・峡南在宅医療支援センターとの連携（通年） <ul style="list-style-type: none"> ・所内各課との情報共有、役割分担により、峡南在宅医療支援センター実務者会議、運営協議会での協議、峡南福祉保健担当課長会議での情報交換を行った。 ・北部（市川三郷町・富士川町）情報交換会、早川町・身延町顔の見える関係づくりの会、等への参画等を通して、在宅医療・介護連携に関わる情報交換、課題の把握及び共有に努めた。
<p>評価・課題</p>	<p><評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自宅看取りの課題のうち「理解」「共有」「資質向上（人材育成）」「連携」に関する取組みを実施していく必要性を明確にすることができた。また、コロナ禍における在宅医療推進上の課題と工夫点についても調査し委員にタイムリーに情報提供できた。 ○ 各町の第8期介護保険事業計画において、事業評価を意識した具体的な評価指標が設定された。 ○ 自立支援型地域ケア会議については、令和2年度中に全町で開催予定となった。 ○ 各町とも介護保険事業計画の策定作業をとおし、在宅医療・介護連携の推進や認知症施策の推進について、町の目指す方向を踏まえた事業の検討が行われた。 <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自宅看取りの課題に対する対策を取り組むにあたっては、個人、所属、管内として取り組むことを検討し具体的に実践していけるよう働きかけていく必要がある。 ○ 「看取り」以外の退院支援、日常の療養支援、急変時の対応に関する課題についても、関係機関・団体の取組、役割等もあわせて対策を検討していく。 ○ 第8期介護保険事業計画に設定された評価指標の達成に向かって、各町で効果的に事業が展開されるよう、目的を踏まえた事業の計画や評価の方法について、各町の状況に応じて支援が必要。 ○ 高齢者の自立支援・重度化防止に向けた取組を支援するため、各町の自立支援型地域ケア会議が円滑に実施されるよう、立ち上げたばかりの町に重点を置きながら支援の継続が必要。 ○ 在宅医療・介護連携の推進や認知症施策の推進については、各町の実情に応じた事業が展開されるよう、具体的な取組の検討について引き続き支援していくことが必要。 ○ 各町に共通する課題の解決に向けて、峡南福祉保健担当課長会議、峡南在宅医療支援センター実務者会議等の機会を通じ、各町に対し情報提供・支援等を行い、広域的な取組等の効果的展開を図ることが必要。

R2年度 重点事業（実績）		担当課	全 所
事業名	災害時体制の充実		
目的・経緯	<p><目的> 峡南地域は、大規模災害発生時に孤立する恐れのある集落が存在し、また、県内で最も高齢化が進行している地域であることから、災害発生時の迅速な初動対応が求められている。 そのため、関係機関との連携強化を図るとともに、所内災害時対応を整備し、災害時体制の充実に努める。</p> <p><経緯> ○ 医療救護訓練については、平成21年度から峡南地域独自で管内医療機関を初めとする関係機関が参加した医療救護訓練を実施し、平成26年度からは県医務課主催の県内全保健所同一日の情報伝達訓練に併せ各種訓練を実施している。また、平成27年度から管内各町において医療救護所設置訓練及びブトリアージ研修会を実施している。更に、平成28年度は、例年の大規模災害時情報伝達訓練に加え、内閣府主催の大規模地震時医療活動訓練と県防災危機管理課主催の山梨県地震防災訓練にも参加し、地区医師会との連携の確認と、より実践にむけた課題の検証を行うことができた。 ○ 平成23年度から、入所系社会福祉施設の災害時情報伝達訓練や研修会を実施した。 ○ 平成24年度から、医療依存度の高い長期療養児及び難病患者等に対し、災害時における避難等の支援を検討・実施している。 ○ 平成26年度から、発災直後の少数人数参集時に担当者でなくても対応するための具体的行動計画であるアクションカードの作成及び検証を行い充実に努めている。</p>		
実績	<p><保健医療救護訓練関係> ○ 所内職員を対象とした研修会の実施 ・ E M I S (広域災害・救急医療情報システム) 操作研修会・初動時行動研修の開催（実績 2 回） ○ 大規模災害を想定した医療救護訓練の実施 → 新型コロナウイルス感染症対応により、大規模災害時情報伝達訓練が中止されたため実績なし。 ○ 医療救護所設置訓練及びブトリアージ研修会への支援 ① 身延町が実施した医療救護所設置訓練 (R2. 10. 14) への参画 ② 事例検討会議への助言（実績 3 回）</p> <p><アクションカード関係> ○ 初動体制アクションカードは 11 月の庁舎避難訓練に併せ検証訓練を実施したが、地区保健医療救護対策本部アクションカードについては、対策本部にかかる訓練が中止になったため、検証ができず初動体制との連携の見直しには至らなかった。</p> <p><要援護者対策> ○ コロナ感染拡大防止の観点から更新手続きが延長されたため、更新延長の通知に併せ災害時の避難に関するアンケート調査を実施し、対象者の状況を把握した。 アンケート調査で、町への情報提供に同意を得られた人については、特定医療費（指定難病）受給者災害時要配慮者リストを作成し、各町の業務連絡会等を通じて情報提供した。</p>		

	<p>○人工呼吸器装着患者について、安否確認や関係機関との迅速な連携を図るため災害時要配慮者台帳と災害時の個別支援計画を作成・更新した。さらに本人や家族の安否確認を迅速におこなうためのアクションカードを作成。</p>
<p>評価 ・ 課題</p>	<p><医療救護訓練関係> 【評価】 (所内研修会・プロジェクトチーム会議) ○ 新型コロナウイルス感染症対応のため、全職員に情報伝達ツール（EMIS）の動画資料の作成による視聴研修、初動時行動研修（衛星電話操作研修等）を実施し、職員が操作方法、設置方法の理解を深めた。研修を実施し、地区医療救護対策本部の役割や災害時の実働の理解につながった。 (大規模災害時情報伝達訓練) ○ 新型コロナウイルス感染症対応のため、訓練が中止されたため未実施となり、来年度以降に持ち越された。 (医療救護所設置訓練、トリアージ研修会) ○ 身延町は継続し、医療救護所設置訓練に取り組み防災体制の更なる強化に繋がった。今後も各町の訓練の継続が期待される。 【課題】 ○ 新型コロナウイルス感染症対応により、プロジェクトチーム会議の開催ができずに終わった。災害時は、より多くの職員が加わることが必要であるため、今後実施の必要性がある。また、プロジェクトチーム会議で整理された課題に基づく地区医療救護対策本部アクションカードの修正が必要。 ○ 大規模災害時情報伝達訓練の、全県一体型の訓練内容（被害想定に基づく県内他圏域の医療救護班応援要請・調整、DMAT派遣要請・調整を含む）の検討を行う必要がある。 ○ 医療救護所設置訓練およびトリアージ研修を未実施町に働きかけ、災害時の医療救護所・医療救護班における地区医師会を初めとする関係機関の役割の理解や連携体制の強化を図っていくことが必要。 ○ 加入電話不通時の通信の確保（デジタルトランシーバー）及び運用訓練が必要。</p> <p><アクションカード関係> 【評価】 ○ 情報伝達訓練の中止により地区保健医療救護対策本部アクションカードの見直しができず、初動体制アクションカードとの調整ができなかった。 【課題】 ○ 引き続き、当所の初動体制アクションカードと、地区保健医療救護対策本部アクションカードとの調整・見直しを図るとともに、訓練や検討会を繰り返し行い、引き続き内容の充実を図る必要がある。</p> <p><要援護者対策> 【評価】 ○ 災害時の避難に関するアンケート調査を実施し、「被災時の知識不足」「避難時支援者の不在」「避難経路寸断」等による不安が強いことを明確にすることができた。 ○ 避難行動要配慮者に関する町への情報提供は全町に実施できた。 ○ 人工呼吸器装着患者の「災害時要配慮者台帳」と「災害時の個別支援計画」関係機関と検討し作成・更新できた。また、今年度は新たに登庁した職員が誰でも安否確認を迅速におこなえるようなアクションカードを作成できた。 【課題】 ○ 人工呼吸器装着患者の災害時支援については、引き続き個別計画を町担当保健師、介護支援専門員、訪問看護師等と情報共有し、内容の検討、役割の確認を行い、患者・家族の療養生活の支援や支援ネットワークの構築を進める必要がある。 ○ さらに、医療依存度の高い長期療養児及び難病患者等への支援の検討も必要である。</p>

R 2 年度 主要事業 (実績)		担当課	福祉課
事業名	管内及び所内の災害体制の充実		
経緯・目的	<p><経緯> 峡南地域は、大規模災害発生時に孤立する恐れのある集落が存在し、また、県内で最も高齢化が進行している地域でもあるため、平時から町や関係機関と密接な連携を図り、災害発生時の迅速な初動体制を確立する必要がある。 [継続] 所内災害時対応書の見直し H23 入所系社会福祉施設大規模災害時情報伝達訓練（医療救護訓練との連携）の実施 H24 入所系社会福祉施設（土砂災害警戒区域外）災害時対応カルテ作成・入所系社会福祉施設を対象にした研修会開催、ICS の考えを導入した所内災害時対応マニュアルの作成 H25 所内対応マニュアル（急性期用）、災害時対応書の見直し H26・27 災害時アクションカードの作成 H28 アクションカードの検証訓練及び検討会議の開催 H29 検証訓練・検討会議に基づくアクションカードの大幅改訂 H30 大幅改訂したアクションカードの検証訓練・検討会議</p> <p><目的> 発災直後の参集者が少ない場合や自所属以外の職員が参集した場合でも、初期に対応しなくてはならない保健福祉事務所の業務について、効果的に作業が実施することができるアクションカードを作成する。</p>		
実績	<p>○ 災害時の初動体制アクションカードの作成及び検証 ・第1回検証訓練・検討会議（R 2. 11. 5） 合同庁舎避難訓練に併せ、初動体制アクションカードによる検証訓練と、訓練を踏まえたカード内容の検討を行った。 ・第2回検証訓練・検討会議（R 3. 3 予定） 前回の検討により修正したアクションカードを用いた検証訓練と、カード内容の検討を行う予定。また、対策本部の設置準備を重点においた訓練を行うことで、新たな課題や修正点を見つけ対応する。</p>		
評価・課題	<p><評価> ○ 発災時の配備体制が十分ではないときに、当所の初動体制に対応するための業務をカード化し、訓練で検証することにより、体制整備に必要な業務が確認できた。また、実際に訓練をするなかで、新たな課題や修正点を見つけ対応することができた。</p> <p><課題> ○ 地域保健課で作成している医療救護対策本部のアクションカードとのスムーズな連携を図る必要があるが、必要機材の名称等専門知識を要する場合があるため、カードを工夫し、更に分かりやすくする必要がある。 ○ 対策本部となる職場の減災対策が十分でないため、対応する必要がある。 ○ 職員や職場環境が変化していくなか、検証のための訓練や検討会を繰り返し行い、誰でも必要な業務が行えるよう、完成度の高いものを目指す必要がある。</p>		

事業名	峡南圏域における発達障害（児）者等に係る支援体制の強化	
経緯・目的	<p><目的> 発達障害を持つ当事者及びその家族が困っていることについて、地域でその人らしく安心して生活することができるよう、途切れのない支援を行う仕組みづくりを定着させる。</p> <p><経緯></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ H18.4～ 南部地区特別支援連携協議会が発足（事務局：わかば支援学校ふじかわ分校） [目的] 特別支援教育を推進するためのネットワーク形成、研修等 ○ H22.4～H25.3 モデル市町村（峡南5町）支援体制サポート強化事業を委託実施 ・事業委託先：社会福祉法人くにみ会（峡南圏域相談支援センター運営） ・事業内容：支援関係機関連絡調整会議（年4回）、スキルアップ研修会（年1回） ○ H26～ 年2回の研修会を峡南教育事務所と共催で開催（グループワーク・講演会等） ○ H29～R1 H29第2回から南部地区特別支援連携協議会と研修会を共催。 ○ R2～ 南部地区特別支援連携協議会が中止となったことから研修会のみ開催 	
実績	<p><管内の町の支援体制整備への支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各町の担当者だけでなく、保育士、教諭、支援機関が一堂に会する研修会を開催。 <p><研修会の開催></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回目（6月23日中止） 新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止 ・第2回目（1月26日実施） 「途切れのない支援を目指して—保護者との合意形成について—」と題し、発達障害児(者)の保護者と支援者の合意形成についての課題を共有し、峡南地域における発達障害児(者)支援を推進 講師：ネストやまなし 中嶋 彩 所長 <p><他の支援機関との連携></p> <ul style="list-style-type: none"> ・こころの発達総合支援センター：研修会への参加 	
評価・課題	<p><評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 研修会の開催 ・研修会を通して、保護者と支援者の合意形成についての課題や支援方法を共有することができた。 ・ZOOMを利用したオンライン開催により、感染症のまん延防止を図りつつ、峡南地域における発達障害児(者)支援を推進することができた。 ○ 他の支援機関との連携 ・わかば支援学校ふじかわ分校と共催することで、教育部門と保健福祉部門の連携強化が図れた。 <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点からオンラインで実施したが、研修会の目的の一つである横のつながりを作れず、地域の課題や連携の共有ができなかった。 ○R3は地域での連携を推進するために、町単位で生涯を通じた支援のあり方や連携の全体像に焦点をあて、こころの発達総合支援センター、当所健康支援課、地域保健課及びわかば支援学校ふじかわ分校と協議しながら検討する。 	

R2年度 主要事業（実績）

主管課

生活保護課

事業名		訪問調査活動の充実																																							
経緯・目的	<p>〈経緯〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当事務所の管轄地域は、峡南5町と昭和町である。峡南地域は山間地で過疎化・高齢化が進行している地域である。一方、昭和町は都市化が進み、地域コミュニティによる相互扶助が希薄な地域であり、管内の生活保護受給者世帯（以下、「被保護者世帯」）の抱える個々の問題も地域によって大きく異なっている。 ○ 近年、生活保護世帯数、保護率がともに上昇傾向にあり、生活保護に関わる相談件数、申請件数とも増加傾向にある。 ○ 訪問調査活動は、生活保護制度の中核をなす重要な業務であることから、世帯の生活状況を的確に把握し、適切な援助につなげるよう努めている。 <p>〈目的〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活保護受給者世帯（以下、「被保護者世帯」）への訪問調査を計画的に実施することで、その生活状況を把握し生活援助を行う。また、CWだけでは対応が困難なケースに対しては、査察指導員、所内の専門知識を有する職員や町の関係機関等と連携を図りながら対応していく。 																																								
	実績	<p>〈相談件数、保護の状況〉（R3.1末現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>相談件数（延べ）</th> <th>申請件数</th> <th>被保護世帯数</th> <th>被保護者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R3.1末</td> <td>35件</td> <td>26件</td> <td>288世帯</td> <td>374人</td> </tr> <tr> <td>R2.1末</td> <td>46件</td> <td>41件</td> <td>292世帯</td> <td>375人</td> </tr> <tr> <td>前年対比</td> <td>76.1%</td> <td>63.4%</td> <td>98.7%</td> <td>99.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>〈訪問調査の実施状況〉（R3.1末現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>計画</th> <th>実施</th> <th>実施率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R3.1末</td> <td>832回</td> <td>616回</td> <td>74.0%</td> </tr> <tr> <td>R2.1末</td> <td>785回</td> <td>816回</td> <td>103.9%</td> </tr> <tr> <td>前年対比</td> <td>106.0%</td> <td>75.5%</td> <td>-29.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>〈他職種との同行訪問の状況〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 困難ケースについては、必要に応じて査察指導員が同行した。 ・ 精神疾患や同疾患が疑われる者については、必要に応じて当事務所及び中北保健福祉事務所の精神保健福祉相談員の同行を依頼した。 ・ 就労を指導している被保護者宅を訪問する際には、必要に応じて就労支援員が同行した。 ・ 訪問に際し、必要に応じて町福祉担当者・保健師等の同行を依頼した。 		相談件数（延べ）	申請件数	被保護世帯数	被保護者数	R3.1末	35件	26件	288世帯	374人	R2.1末	46件	41件	292世帯	375人	前年対比	76.1%	63.4%	98.7%	99.7%		計画	実施	実施率	R3.1末	832回	616回	74.0%	R2.1末	785回	816回	103.9%	前年対比	106.0%	75.5%	-29.9%			
	相談件数（延べ）	申請件数	被保護世帯数	被保護者数																																					
R3.1末	35件	26件	288世帯	374人																																					
R2.1末	46件	41件	292世帯	375人																																					
前年対比	76.1%	63.4%	98.7%	99.7%																																					
	計画	実施	実施率																																						
R3.1末	832回	616回	74.0%																																						
R2.1末	785回	816回	103.9%																																						
前年対比	106.0%	75.5%	-29.9%																																						
評価・課題	<p>〈評価〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 訪問調査活動については、年度当初に生活保護の訪問基準を基に年間訪問計画を策定し、これに基づいて実施している。令和2年度については、計画回数に対する実施回数の割合が74.0%（R3.1末現在）と計画を大きく下回った。 ○ 訪問実施回数が大幅に下回った原因として、「新型コロナウイルス感染防止のため訪問を避けて電話等による生活状況の把握に努めること」という令和2年4月7日付け厚生労働省事務連絡が出されたため、電話等により状況把握に努めたことによる。 <p>〈課題〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルスの感染防止のため、いつまで電話による生活状況の確認を続けるか不明。 ○ 電話等だけでは被保護世帯の生活実態が乱れているか、実際に面談しての健康状態の確認が出来ないことから、適切な援助方針の実施にあたり若干の不安が生じる。 ○ 被保護者世帯によってはCWのみの対応では困難なケースもあるため、所内の専門的知識を持った職員や関係する町の保健師等、関係機関との連携を図りながら対応しているが、解決できない場合がある。 ○ 査察指導員は、訪問調査活動や適切な援助方針の策定が計画に沿って行われているか等の進行管理に努めなければならないが、困難ケースへの対応などから進捗管理が困難となることがあった。 																																								

事業名

就労支援の充実・強化

経緯・目的

〈経緯〉

- 平成17年度より、当事務所と公共職業安定所（以下、「ハローワーク」）との連携によって生活保護受給者（以下、「被保護者」）個々の状況、ニーズ等に応じた就労支援を行う「生活保護受給者等就労支援事業」を実施してきた。また、平成25年度からは、生活保護の相談・申請段階の利用者等も含め広く生活困窮者を対象とした「生活保護受給者等就労自立促進事業」を実施している。
- 平成27年度から生活困窮者自立支援法の施行に伴い、生活保護には至らない生活困窮者を対象とした「生活困窮者自立相談支援事業等」がスタートした。当事務所では、住居確保給付金事業を実施している。

〈目的〉

- 生活保護受給者（以下、「被保護者」）のうち稼働能力を有する者に対しては、個々の被保護者の状況、ニーズ等に応じた就労支援を実施することで、当該被保護者の自立促進を図る。

実績

○ 生活保護受給者等の就労支援（生活困窮者を含む）

- ・ 被保護者に対する就労支援は、医療機関に対する被保護者の病状等調査や被保護者自身への面談を行い、本人の稼働能力を確認したうえで実施した。

就労支援の方法(R3.1末現在)	支援者（参加者）数	就労者数	自立者数
生活保護受給者等就労自立促進事業	6名	1名	0名
ケースワーカーによる就労支援	40名	15名	0名
昭和町におけるハローワーク巡回相談事業	4名	1名	0名

(注)個々の被保護者等に対して複数の就労支援事業を実施しているため、人数は延べ数である。

○ 住居確保支援給付金事業

- ・ 山梨県が山梨県社会福祉協議会へ委託している生活困窮者自立相談事業において、住居確保支援給付金の受給を希望した生活困窮者に対し、その者の受給要件を調査した上で要件を満たしている場合に住居確保支援給付金を支給する。

(R3.1月末現在)

申請者数 25名 支給者数 25名 支給額合計 4,322,800円

※住居確保給付金受給者 25名中 1名が生活保護となった。

評価・課題

〈評価〉

- 就労可能者 40名中 17名がケースワーカーや就労支援員の就労指導により 17名が就労した。
- ケースワーカーや就労支援員の就労指導が被保護者の就労に繋がった。
- 保護からの脱却は早い段階での就労支援が効率的であるため、新規に保護開始となった被保護者のうち就労可能な被保護者に対し、ハローワークと連携して就労自立促進事業への申込みなど早期の就労支援により自立促進を図ったが、新型コロナウイルスの影響から自立に繋がった就労者はいなかった。

〈課題〉

- 新型コロナウイルスの影響から就労者の求人が大幅に減少。
- 新規申請の増加や困難ケースへの長時間にわたる対応のため、新規以外の被保護者に対する就労支援が充分対応できなかった。
- 稼働能力がある被保護者の就労促進に当たり、ハローワークへのケースワーカーや就労支援員による同行相談等により効果的な就労指導を行うとともに、情報提供しても面接も応募等もしないケースについては、文書指導等による指導強化を図って行く必要がある。
- 住居確保給付金については、就職者が対象で3ヶ月を限度としてきたが、新型コロナウイルスの影響から収入減少者も対象となり、限度も再々延長を含めると12ヶ月間支援が受けられるなど、年度内に規定の見直し等が行われた。

事業名	地域包括ケアシステムの構築とその深化・推進
経緯・目的	<p><経緯></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 峡南地域は県内で最も高齢化が進んでいる地域であるが、保健・医療・福祉でのサポート体制が不十分であることから、住民が住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるよう「地域包括ケアシステム」を構築することが早急の課題となっている。在宅医療の支援に関しては、これまでに「峡南医療圏地域医療再生計画」に基づき、5町が事業主体となり峡南在宅医療支援センターと峡南在宅ドクターネットの運営が行われてきた。 ○ H28.4～峡南在宅医療支援センターの機能を強化し、これまでの取組に加え、介護保険の地域支援事業として、包括的支援事業の在宅医療・介護連携推進事業と認知症初期集中支援チームの事業の一部を各町が委託し、連携して取り組んでいる。 ○ H29.10～峡南地域の認知症初期集中支援チームが設置され、各町に認知症地域支援推進員も配置された。医師会による認知症相談窓口（もの忘れ相談医）、専門医、地域包括、初期集中支援チーム、推進員等が連携した支援体制づくりに取り組んでいる。 ○ 地域包括ケアシステムの構築とその深化・推進に向け、各町で第7期介護保険事業計画（H30～H32）が策定され、県でも健康長寿やまなしプラン（H30～H32）を策定し、市町村の取組を支援している。 <p><目的></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各町が第7期介護保険事業計画に位置づけている高齢者の自立支援・重度化防止の推進、峡南在宅医療支援センターと各町の連携による在宅医療・介護連携の推進体制、地域共生社会の実現等の取組への支援を行う。さらに、各町単独では対応が困難な事業について広域的な調整を行う。また、第8期介護保険事業計画の策定に向けた支援を行う。 ○ 認知症初期集中支援チームの機能向上、認知症地域支援推進員のスキルアップと円滑な活動に向けた支援を含め、圏域での認知症支援体制の強化・充実を行う。
実績	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者がいきいきと暮らせる地域づくり <ul style="list-style-type: none"> ・各町を個別訪問し、高齢者の自立支援・重度化防止に向けて、第7期介護保険事業計画に位置付けられた各事業の進捗管理や評価、第8期介護保険事業計画の策定が効果的に実施されるよう支援を行った。 ・自立支援型地域ケア会議未実施の町の立ち上げに向けた打ち合わせ会に参加し、関係者への説明や町担当者への助言を行った。 ・依頼に応じて各町の協議体に参加し、効果的な運営が行われるよう助言を行った。 ・各町担当者と意見交換等を行い、在宅医療・介護連携に関する町ごとの課題や検討の視点の整理について支援を行った。 ○ 認知症になっても安心して暮らし続けられる支援体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・各町担当者と意見交換等を行い、認知症施策に関する町ごとの課題や検討の視点の整理について支援を行った。

<p>評 価 ・ 課 題</p>	<p><評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ○各町の第8期介護保険事業計画において、事業評価を意識した具体的な評価指標が設定された。 ○自立支援型地域ケア会議については、令和2年度中に全町で開催予定となった。 ○各町とも介護保険事業計画の策定作業をおし、在宅医療・介護連携の推進や認知症施策の推進について、町の目指す方向を踏まえた事業の検討が行われた。 <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ○第8期介護保険事業計画に設定された評価指標の達成に向かって、各町で効果的に事業が展開されるよう、目的を踏まえた事業の計画や評価の方法について、各町の状況に応じて支援が必要。 ○高齢者の自立支援・重度化防止に向けた取組を支援するため、各町の自立支援型地域ケア会議が円滑に実施されるよう、立ち上げたばかりの町に重点を置きながら支援の継続が必要。 ○在宅医療・介護連携の推進や認知症施策の推進については、各町の実情に応じた事業が展開されるよう、具体的な取組の検討について引き続き支援していくことが必要。
----------------------------------	--

R2 年度 主要事業（実績）

主管課

長寿介護課

事業名	介護サービス事業者の指導監督業務
経緯・目的	<p><経緯></p> <ul style="list-style-type: none"> ○H18.4 改正介護保険法の施行を受け、H18.10.23 付けで厚生労働省老健局から新たな指針が示されたことから、H19 年度より、県が制定した指導・監査実施要綱に基づき、介護サービス事業者に対し、指導・監査を実施している。 ○事業者への指導においては、適切でより良いサービスを提供できるよう、事業者を育成支援することを主眼として指導を実施している。 ○H28.4 小規模通所介護事業所は、地域密着型サービスとして、指定等業務が各町に移管。 ○H29.4 介護予防給付の訪問介護、通所介護については、新しい総合事業に移行。 ○H30.3 各町の介護台帳システムを峡南広域行政組合に導入。 ○H30.4 居宅介護支援事業所の指定・指導事務が町へ権限移譲。 ○H30.4 介護保険法改正、介護報酬改定。 ○R1.10 介護報酬改定 <p><目的></p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護サービスを提供するために遵守すべき法令の内容や、各種サービス提供の取り扱い、介護報酬の適正な算定について周知徹底を行う。 ○法令遵守と併せて、サービスの質の向上を図ることが不可欠であるため、個別の利用者に対するサービス提供プロセスの重要性について事業者の理解促進を図る。 ○健康長寿推進課及び保健福祉事務所で定めた実地指導項目について、重点的な指導を行う。（非常災害対策、高齢者虐待防止、処遇改善加算の取得促進等） ○特に、峡南地域においては山間地が多いため、「風水害対応マニュアル」の作成については重点的に指導する。 ○管内の介護サービス事業所が、令和3年4月に予定される介護報酬の改定に円滑に対応できるよう情報提供・指導を行う。
実績	<ul style="list-style-type: none"> ○介護サービス事業者への指導・支援 <ul style="list-style-type: none"> ・運営基準や報酬算定要件について、各保健福祉事務所が連携し、県で統一したサービスごとの説明資料、問答集や共通の指摘事項集を作成し、周知を行った。 ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、例年実施している集団指導を集合による講義形式に代え、書面による自己点検形式により実施した。 ・集団指導における自己点検において「風水害対応マニュアル」を作成していないと回答した通所系事業所に対して、個別に計画の作成について通知した。 ・実地指導（対象：管内の約3分の1の事業者）では基準の遵守と併せて「認知症対応」「高齢者虐待防止」「非常災害対策」等について重点的に指導した。（7月～12月）。 ・令和3年4月に予定されている介護報酬改定については、3月に介護サービス事業所向けに説明会の実施を予定している。 ・峡南管内における介護保険制度の持続可能性について検討するため、管内の全介護サービス事業所を対象に介護人材に関するアンケート調査を実施した。

<p>評価 ・ 課題</p>	<p><評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ○自己点検形式の集団指導により、各介護サービス事業所において遵守すべき事項について意識が深まった。 ○本年度実施した実地指導においては、「認知症対応」「高齢者虐待防止」「非常災害対策」等について、大きな問題がある事業所はなかった。 ○介護人材に関するアンケート調査結果からは、介護職員の高齢化と人材確保の困難という課題が客観的に把握された。 <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護保険制度が適切に運用されていくよう、事業者の指導を引き続き徹底していくとともに、令和3年4月に予定されている介護報酬改定事項への対応について、事業所に指導していくことが必要。 ○介護保険制度の持続可能性の確保に向けた取組について、各町と連携しながら検討を進める必要がある。
------------------------	---

R2年度 主要事業（実績）		担当課	衛生課
事業名	食品による事故防止及び食品衛生法改正による HACCP に沿った衛生管理の制度化への対応		
経緯・目的	<p><経緯> 食の環境変化（生産、流通、加工、消費）による様々な危害要因対策として、県では「山梨県食品監視指導計画」を策定し、この計画に基づき施設監視、収去検査等を実施して食品の安全確保を図っている。</p> <p>管内において令和2年1月に家庭内でアニサキスを原因とする食中毒が1件発生した。</p> <p>※【令和元年県内食中毒発生状況：7件】 （ノロウイルス2件、カンピロバクター1件、ヒスタミン1件、寄生虫2件（アニサキス）植物性自然毒1件（スギタケ））</p> <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県内食中毒発生状況を踏まえ、特にノロウイルス対策を中心に学校、福祉施設などの集団給食施設に対する大量調理施設衛生管理マニュアルに基づいた衛生管理の徹底と食品等事業者に対する衛生指導を強化する必要がある。 ○ 食品衛生法改正による HACCP に沿った衛生管理は令和3年5月31日まで経過措置があるため現在の事業者に対して周知し実施へと指導する必要がある。 		
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・食品営業者等の監視指導 通常監視 208 件、集中監視等一斉監視 20 件、研修会等の開催 17 回 ・集団給食施設（許可不要な施設）の監視指導 監視指導 0 件、研修会等の開催 0 回 ・食品衛生月間 セルバみのぶ店において消費者を対象とした街頭キャンペーンを実施（R2.8.21） ・HACCP 衛生管理に関する届出 0 件 		
評価・課題	<p><評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 例年、山梨県食品衛生監視指導計画に基づき監視指導を行っていたが、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、計画どおりの事業を実施できなかった。 ○ HACCP（食品の安全性に係る危害分析・重要管理点方式）に基づく衛生管理方法について、講習会等において説明を行うとともにチラシを活用した普及啓発を行うことができた。 <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 食中毒発生状況を踏まえ、衛生管理の徹底についてきめ細かい指導の継続が必要である。また、集団給食施設において、大量調理施設衛生管理マニュアルに基づく指導とともに、細菌やウイルス、異物混入等に対する指導を引き続きおこなう必要がある。 ○ 食品衛生法改正による HACCP に沿った衛生管理の制度化について、各事業者に取り組むべき内容をわかりやすく理解して貰うことが必要であり、具体的な例示や説明パンフレットなどを用いた丁寧な指導を行っていくことが必要である。 ○ 消費者を対象にした食品衛生の普及啓発内容について、より効果が見込まれる方法を検討する必要がある。 		

R2 年度 主要事業（実績）		担当課	衛生課
事業名		生活衛生関係営業施設による健康被害の未然防止	
経緯・目的	<p><経緯> 旅館、公衆浴場、理容所及び美容所等の生活衛生関係営業は、住民の日常生活に不可欠なサービスを提供し、住民生活の質の向上に重要な役割を担っている。また、新たに住宅宿泊事業法が昨年6月に施行され民泊事業が開始された。 このため、住民生活に密接に関係しているこれら生活衛生関係の衛生水準の維持向上を図るため施設監視を実施し、健康被害の発生防止に努めている。</p> <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京オリンピックの開催、旅館業法の規制緩和、住宅宿泊事業法の施行により宿泊に関する事業が活性化し相談件数がさらに増加する可能性がある。 ○ 入浴施設を原因とするレジオネラ症患者の発生は大幅に増加しており、これら施設に対し「山梨県レジオネラ症発生防止対策指針」に基づく衛生指導を実施し、事業者の自主管理体制の推進を図る必要がある。 ○ 美容所等で行われている「まつげエクステンション」について、健康被害事例が国内で複数報告されていることから、不適正事例を事業者へ情報提供するなど、適正に実施されるよう普及啓発を行う必要がある。 		
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴施設におけるレジオネラ対策 公衆浴場立入調査2件、旅館等立入調査12件、レジオネラ発生防止講習会の開催0回 ・理・美容所の衛生確保及びまつげエクステンション対策 美容所立入調査5件、理容所立入調査1件、美容所衛生管理講習会の実施0回 		
評価・課題	<p><評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 宿泊に関する事業については、H30年6月の住宅宿泊事業法の施行や旅館業法の規制緩和等により相談が増加したが、関係機関と連携し指導を行うことができた。 ○ 今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、入浴施設への立入調査はあまり実施できなかった。 ○ 理容所、美容所においては、施設の衛生管理、器具等の消毒方法を確認するとともに、美容所における「まつげエクステンション」の実施の有無および資格者による施術の確認を行い、健康被害の発生防止に努めることができた。 <p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「山梨県レジオネラ症発生防止対策指針」が改正され、水質に応じた消毒方法が示された。このため、指針に基づく衛生管理の徹底と自主検査の実施を引き続き指導する必要がある。 ○ 美容師としての資格があっても、まつげに関する知識や技術的な訓練を受けていなければ危害を生じやすいため、まつげエクステに関する知識や技術向上に関する取組が必要である。 		

R2 年度 主要事業（実績）		担当課	衛生課
事業名	医薬品等の安全管理及び薬物乱用防止対策		
経緯・目的	<p><経緯> 医薬品等の安全管理は重要であり、薬局監視や医療監視などの機会に「薬局、医薬品販売業等監視指導ガイドライン」、「医療機関における医療用麻薬及び向精神薬の適正使用及び管理の徹底について（平成 23 年 6 月 29 日付け厚生労働省通知）」などを基に適切な業務確保を指導するとともに、医薬品等の安全管理状況を確認するなど、安全確保や適正管理に努めている。</p> <p>また、青少年など若年層における薬物の乱用は深刻な社会問題となっていることから、管内教育委員会、警察、薬物乱用防止指導員などの関係団体が協力して、地域における薬物の乱用防止対策を実施している。</p> <p><課題> ○ 昨年は、国内において、薬局等の管理体制等の不備で改善命令がなされた事例が複数あった。県内においても、薬局における不適切な処方箋の取扱などの事件が発生するなど、医薬品等の安全管理を脅かす事例が散発している。このため、これら不適正事例を踏まえて薬局や医薬品販売業者等に対する監視及び適正業務に関する指導が必要である。</p> <p>○ 薬物の乱用は、深刻な社会問題となっており、薬物乱用を許さない社会環境を構築するため、薬物乱用防止指導員や関係機関と連携を図り、地域における青少年や中学生などに対する薬物乱用防止の啓発を図る必要がある</p>		
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医薬品医療機器等法等による監視指導状況 薬局等医薬品販売業 9 件、医療機器販売業等 6 件、 麻薬関係施設 10 件、毒物劇物販売業 5 件 ・ 薬物乱用防止対策 薬物乱用防止指導員研修会（実施せず） 6・26 ヤング街頭キャンペーン（実施せず） 中高生対象薬物乱用防止講習会（実施せず） 		
評価・課題	<p><評価> ○ 薬局等への監視を行い、医薬品等の適正管理について指導が実施できた。 ○ 薬物乱用防止対策事業については、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため実施できなかった。</p> <p><課題> ○ 薬局の管理体制の不備が指摘された施設があったことから、さらにきめ細やかな指導を行う必要がある。 ○ 薬物乱用防止指導員等が主体性を持って中高生に対する薬物乱用防止講習に取り組めるよう研修を行う必要がある。</p>		

R2年度 主要事業（実績）		担当課	地域保健課
事業名	災害時医療体制の充実		
経緯・目的	<p><経緯></p> <p>峡南地域は、大規模災害発生時に集落等の孤立が懸念され、また、県内で最も高い高齢化率であることから、災害発生時の迅速な初動体制が必要である。</p> <p>このため、平時から町や関係機関と密接な連携を図り、災害発生時の迅速な初動対応ができるよう、平成21年度から峡南地域独自で管内医療機関を初めとする関係機関が参加した医療救護訓練を実施してきた。</p> <p>平成26年度からは年に1度、県医務課、県衛生薬務課及び全保健所が同一日に一斉に情報伝達訓練を行っており、平成29年度からは県健康増進課も加わった。</p> <p>また、県下一斉の情報伝達訓練に加え、管内の町において医療救護所設置訓練及びDMAT隊によるトリアージ研修会を開催しており、これまでに、市川三郷町（H27年度）、早川町（H28年度）、富士川町（平成29・30年度）、身延町（令和元年度）で開催している。</p> <p>平成28年度は特にこれらの訓練に加え、内閣府主催の大規模地震時医療活動訓練（H28.8.6）と県防災危機管理課主催の山梨県地震防災訓練（H28.11.20 早川町）が峡南地域で行われたことにより、地区医師会との連携の確認や実践にむけた課題の検証を行うことができた。</p> <p>なお、令和元年度に予定していた中部ブロックDMAT訓練は台風19号の影響で、県下一斉の情報伝達訓練は新型コロナウイルス感染症対応により中止となった。</p> <p><目的></p> <p>大規模災害発生時における所内初動体制及び関係機関との連携体制を強化し、対応力の強化・充実を図るため、大規模災害を想定した研修会及び訓練を継続して実施する。</p>		
実績	<p>○所内職員を対象とした研修会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・EMIS（広域災害・救急医療情報システム）操作研修会・初動時行動研修の開催 <p>○地区医療救護対策本部運営のためのアクションカードの修正</p> <p>○大規模災害を想定した地区保健医療救護対策本部運営訓練</p> <ol style="list-style-type: none"> ①所内プロジェクトチーム会議 ②医務課主催大規模災害時情報伝達訓練保健所担当者会議 ③大規模災害時情報伝達訓練事前峡南管内担当者会議 ④関係機関を対象とした事前EMIS操作訓練 ⑤大規模災害時情報伝達訓練の実施 ⑥大規模災害時情報伝達訓練事後担当者会議 <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対応により、大規模災害時情報伝達訓練の中止が決定されたため、実施なし。 <p>○医療救護所設置訓練、トリアージ研修会の実施</p> <ol style="list-style-type: none"> ①町が実施する医療救護所設置訓練及びトリアージ研修会への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・医療救護所設置訓練及びトリアージ研修会の実施（身延町：R2.10.14） ・事前検討会議への助言（3回） <p>○中部ブロックDMAT実働訓練（R2.10.31～R2.11.1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・峡南地区保健医療調整会議を企画したが、新型コロナウイルス感染症対応により中止が決定されたため、実施なし。 <p>○山梨県地震防災訓練（R2.11.22）への参画</p> <ol style="list-style-type: none"> ①防災危機管理課主催山梨県地震防災訓練担当者会議（2回）への参加 <ul style="list-style-type: none"> ・うち1回は新型コロナウイルス感染症対応により、参加なし。 <ol style="list-style-type: none"> ②山梨県地震防災訓練への参加（富士川町） <ul style="list-style-type: none"> ・管内での新型コロナウイルス感染症患者発生により、急遽参加取りやめ。 		

<p>評 価 ・ 課 題</p>	<p><評価></p> <p>○大規模災害時情報伝達訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所内においては、経験者・未経験者混合による所内プロジェクトチームを設置し、感染症対策に鑑みて参集型の研修を避けたりリモート型研修（災害対策本部員としての EMIS の使用方法を、操作画面に解説を加えた動画に起こし、各自視聴）を試みた。また、昨年度修正した地区保健医療救護対策本部運営のためのアクションカードを情報伝達訓練時に活用し、さらなる課題を明らかにする予定であったが、新型コロナウイルス感染症対応のため中止となった。 ・情報伝達訓練時に、参加可能な機関との間でデジタルトランシーバーを活用した訓練を実施の予定だったが、新型コロナウイルス感染症対応のため、訓練は中止となった。 <p>○医療救護所設置訓練、トリアージ研修会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身延町においては、H30 年度からアクションカード作成等の取り組みが進められている。今年度は、昨年度に引き続き関係機関と連携した医療救護所設置訓練、トリアージ研修会を開催し、医療救護活動の構築、スキルアップが図られた。 ・各町において、関係機関との連携体制の整備やアクションカード作成等の取り組みが進められており、保健所は検討会や研修会の場を通して支援できた。 ・今年度は、関係者による管内の過去の医療救護所設置訓練の情報交換や検証までは実施できなかった。 <p>○山梨県地震防災訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圏域ごと持ち回りで実施する地震防災訓練が、今年度は峡南圏域（富士川町）で実施された。地域住民、消防等およそ 500 人が参加する訓練の一部として、保健所もトリアージ研修及び実動訓練、町が主催する医療救護所設置訓練に参加・助言を行う予定であったが、当日発生した新型コロナウイルス感染症患者の対応のため、関係者との顔合わせのみで急遽参加を取りやめることとなった。 <p><課題></p> <p>○新型コロナウイルス感染症対応により、多くの訓練が中止となり、昨年度までの課題がそのまま据え置かれている状況である。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症対応を通して、すでに患者・濃厚接触者と判断された者の避難受け入れ先の確保の不足や避難所で感染者が発生した場合の対応訓練・対策が不十分であることが明らかになってきた。しかし災害時に感染症が広がることも珍しくないため、今後は感染症対策も視野に入れた災害対応の標準化を図ることが必要である。</p> <p>○大規模災害時情報伝達訓練においては、県保健医療救護対策本部と連携した訓練が実施できるよう担当者会議で検討していくことが必要。当所では、関係機関との間でデジタルトランシーバーを活用した訓練を実施できるよう検討を進める。</p> <p>○管内の過去の医療救護所設置訓練の情報交換や検証を関係者で行う場を設定し、医療救護所運営マニュアルやアクションカードの作成及び備品、医療機材等の確保等整備を進め、管内の保健医療救護活動の標準化を図ることが必要である。</p> <p>○今後も大規模災害発生時における所内初動体制及び関係機関との連携体制を強化し対応力の強化・充実を図るため、大規模災害を想定した研修会及び訓練を継続して実施することが必要である。</p>
----------------------------------	--

事業名	いのちのセーフティネット体制の推進強化
経緯・目的	<p><経緯></p> <p>○当管内の自殺者数は、全国、山梨県データと同様に減少傾向にあるが、人口10万対の自殺率は依然県平均を上回っている状況。自殺者を性別で見ると8割が男性で、年齢別では50歳代、60歳代の働き盛りの年代が最も多い。また、70歳代、80歳代の割合も国、県との比較では高くなっている。</p> <p>○平成21年度からは、「峡南地域セーフティネット連絡会議」を開催し、各関係機関との情報共有及び連携強化を進めている。また、地域商工会、基準監督署等の関係機関と連携し、働き盛り世代のメンタルヘルスの向上に努めている。</p> <p>○平成29年度には、県自殺防止センターが実施するモデル事業「高齢者見守り体制整備事業」を市川三郷町において実施し、高齢者の見守り体制の構築を目指し取り組みを進めている。</p> <p>○平成30年度には各町で自殺対策推進計画を策定し、自殺対策の強化を図っている。</p> <p><目的></p> <p>○住民の心の健康の保持・増進を図り、管内の自殺者数を減らすために、各関係機関との連携強化・情報共有を進める。</p>
実績	<p>○地域セーフティネット連絡会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染拡大に伴い、令和3年2月に書面にて会議を開催。 ・内容：課題の共有、各機関の取り組みの情報交換 <p>○管内精神保健福祉担当者会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ渦を踏まえた各町、関係機関の自殺対策の現状把握と課題解決に向けた取り組みについて検討を行った。 <p>○町主体のゲートキーパー養成講座の開催に向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早川町ゲートキーパー養成講座 令和3年1月11日（介護事業所職員） <p>○出張メンタルヘルス講座の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染拡大に伴い、申し込みはなく未実施。
評価・課題	<p><評価></p> <p>○地域セーフティネット連絡会議や管内精神保健福祉担当者会議の中で各町等の自殺対策について情報共有し、今後の具体的な取り組みに繋げるための働きかけができた。</p> <p>○各町で主体的にゲートキーパー養成講座が開催できるよう技術的支援を行い、多くの町がゲートキーパー養成講座を開催することができた。</p> <p><課題></p> <p>○セーフティネット連絡会議や担当者会議を継続的に開催し、管内の自殺者数を減らすために、更に各関係機関との連携強化・情報共有を進めていく必要がある。</p> <p>○未実施町において地域の特性に応じたゲートキーパー養成講座が開催できるよう支援を行っていく必要がある。</p> <p>○働き盛り世代のメンタルヘルス対策が遅れていることから、商工会等の職域団体と連携しながら対策を進めることが必要である。</p>

事業名	重大感染症発生時の医療体制の整備
経緯・目的	<p><経緯></p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成10年10月 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」制定 ○平成11年 第二種感染症指定医療機関として県内6病院を指定（峡南圏域：富士川病院を指定） ○平成17年11月 国において「新型インフルエンザ対策行動計画」策定 ○平成17年12月 「山梨県新型インフルエンザ対策行動計画」策定（H26年2月改定） 県立中央病院を第一種感染症指定医療機関に指定 ○平成24年5月 「新型インフルエンザ等対策特別措置法」制定 ○平成26年7月 「峡南地区新型インフルエンザ等対策会議」を設置し、地域の関係者と情報共有と連携を図りながら医療体制の整備を進めている。 ○平成29年1月 一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び新感染症（重大感染症）発生時のまん延防止及び医療体制の整備を図るため、「山梨県重大感染症危機管理協議会」を設置 ○平成28年度～ 県健康増進課で「重大感染症危機管理医療ネットワーク事業」として予算措置し、感染症指定医療機関の整備、医療従事者研修会の開催等を実施。 併せて、県重大感染症危機管理協議会に「重大感染症危機管理医療マニュアル策定部会」を設置し、関係機関の役割や連携方法をまとめたマニュアルを作成することとした。 ○平成29年度 県のマニュアル作成にあわせ、峡南地区においても、「峡南地区新型インフルエンザ等対策会議」に「医療マニュアル策定部会」を設置し、重大感染症発生時における医療体制の整備を図るため、関係機関の役割及び連携体制をまとめたマニュアルを作成することとし、承認を受けた。 ○平成30年度、令和元年度 峡南地区新型インフルエンザ等対策会議を開催し、新型インフルエンザのパンデミック時の医療体制整備について意見交換を行った。 ○新型コロナウイルス感染症が発生し令和2年2月1日に指定感染症となった。管内担当者会議（R2.2.5）を開催し、相談・検査体制、発生時対応、予防法の周知など対応について確認するとともに、課題の共有を行った。世界的にも全国的にも感染が拡大している状況である。 <p><目的></p> <ul style="list-style-type: none"> ○現在発生している「新型コロナウイルス感染症」の対応について、管内関係機関（峡南地区新型インフルエンザ等対策会議の構成機関など）と連携、協働し、「予防対策」「相談・検査体制の整備」「患者発生時対応」「まん延防止」「医療体制整備」を進める。 ○地域毎で解決困難な課題については、県医療対策本部と共有し、県レベルで解決策を検討していく。

○所内体制の整備

・県医療対策本部の設置を受け、所内に令和2年4月に峡南現地対策本部（新型コロナ対策班）を設置した。「総合調整班」「疫学調査班」「検体搬送班」「相談班」「感染症発生動向調査班」「感染対策班」の6班体制とし、本事務所職員の他、会計年度任用職員の雇用、5月からは、管内の他部署事務所の職員をPCR検査の検体搬送職員として依頼し情報共有を図りながら、新型コロナウイルス対応の充実と迅速化を図った。これらの各班の業務については、随時更新されるため、アクションプランを作成・見直し、的確な対応に向けた可視化を図った。

・令和2年11月1日から、新しい相談・診療・検査体制に変更となったことを受け、「総合調整班」「医療体制整備班」「感染症発生動向調査班」「疫学調査班」「検体搬送調整班」「相談班」「物資・システム入力班」「感染症対策班」の9班に再編した。

・コロナ対応に関する所内研修を以下のとおり実施し、コロナ対応に関するスキルアップを図った。

PCR 検体回収・搬送 4月

緊急電話相談（24時間電話）の全体研修5月、以後随時実施。10回

○予防対策の実施

・管内町等と協働し「各種相談窓口」「日常の予防対策」「新しい生活様式」「感染事例を踏まえた感染予防のポイント」の一般住民や関係機関への周知を行った。

○相談・診療・検査体制の整備

・令和2年1月「帰国者・接触者外来」の整備と活用についての調整を行い、管内2箇所の医療機関に相談受診の目安に該当する有症状者の診療とPCR検査検体採取を開始。検査は衛生環境研究所への搬送体制を整備した。

・令和2年2月 保健所内に「帰国者・接触者相談センター」を設置し、発熱等有症状者に対する相談を開始した。（令和2年11月には、山梨県新型コロナウイルス感染症受診相談センターに窓口案内は移行、受診調整は維持）

・令和2年4月～患者受入病院の医療、検査体制づくりのための連絡調整を行った。（令和2年6月、管内1箇所の医療機関が県の重点医療機関に指定された。）

・令和2年7月救急搬送患者等入院の必要がある疑似症患者に対し、検査結果が判明するまでの受入医療機関として、協力医療機関の整備と調整を行い管内2箇所の医療機関を指定した。

・令和2年9月～インフルエンザの流行期に備えた新しい相談・診療・検査体制の構築（11月開始）に向け、診療・検査医療機関を指定するとともに、管内の紹介ルールづくりを行った。

○患者発生時対応

・医師の届出を受け、県対策本部と連携し患者の入院調整、患者移送を実施するとともに、積極的疫学調査を実施し、感染経路を推定するとともに、施設調査の実施や濃厚接触者を確定し速やかな検査の実施、健康観察によるフォローアップを行い、まん延防止を図った。

・医療対策本部及び他保健所との情報共有や連絡を密に図り、他管内の濃厚接触者・接触者の速やかな検査と相談等を行った。

○新型コロナウイルス感染症の対応に関する検討会等の開催

・圏域の医療体制の整備、院内感染対策に関する説明会や協議の場を設定し、管内医療関係者等と話し合いを行った。また、適時に医師会、6病院、診療所を巡回し管内の現状把握と今後の方向性について意見聴取し、情報共有を行った。

<第1回>令和2年5月15日 出席者：6病院長、事務長、地区医師会長

- 新型コロナウイルス感染症の状況、感染拡大に備えた医療体制
- <第2回>令和2年5月20日 出席者：南巨摩医師会会員等
- 新型コロナウイルス感染症の最新情報、検査・相談の現状
- <第3回>令和2年7月1日 出席者：管内医療機関の看護統括者、看護師
- 新型コロナウイルス感染症の経過と現状、検査の実施体制
- <第4回>令和2年8月4日 出席者：6病院長、事務長、地区医師会長
- 新型コロナウイルス感染症の医療体制、協定締結、最新の情報提供
- <第5回>令和2年10月15日 出席者：医師会員、管内町担当者
- 新型コロナウイルス感染症の動向と感染管理、次のインフルエンザ流行に備えた医療体制の整備に関する説明会。
- (欠席した医療機関への説明の実施 4回)
- <第6回>令和2年10月28日 出席者：管内病院、診療所
- 次のインフルエンザ流行に備えた相談・診療・検査体制の峡南圏域におけるルール作り検討会の開催について
- <第7回>令和2年12月17日 出席者：6病院の看護統括者
- 新型コロナウイルス感染症対応に関する病院連携・職員派遣の具体的な実施方法について(看護部門)
- <第8回>令和3年1月7日 出席者：6病院の事務担当者
- 新型コロナウイルス感染症対応に関する病院連携・職員派遣の具体的な実施方法について(事務部門)
- <関係医療機関との情報共有・打合せ>
- 重点医療機関との打合せ 7回
 - その他医療機関との打合せ 15回
 - 地区医師会との打合せ 5回

○各種システムの運用と入力支援

- ・新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理システム（HER-SYS）を活用した患者の届出受理、濃厚接触者管理や管内診療・検査医療機関の患者・検査報告を受けるとともに新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（G-MIS）の代行入力を行い、物資の分配を調整した。
- ・検疫所フォローアップシステムにより把握した帰国者に対し、健康観察を行い、有症時の早期発見に努めた。

○関係機関との連携

- ・重点医療機関への入院患者のフォローアップを実施。（随時）
- ・消防本部との打合せを6回実施。（4月、7月（2回）、9月、10月、11月）
感染防止対策、協力医療機関との連携、転院搬送等について、説明や協議を行った。
- ・帰国者接触者外来への検体採取に関する説明（4月）
- ・重点医療機関と転院搬送に係る訓練を実施（5月）
- ・協力医療機関との打合せの実施（8月）
- ・診療検査医療機関への情報提供を実施。（11月～随時）
- ・管内町への情報提供
峡南保健福祉担当者会議等において、新型コロナウイルス対応に関する情報提供を行った。

○担当者課長、担当者会議等への出席

- ・県医療対策本部や健康増進課主催の以下の会議への参画や、毎日定例開催のWeb会議において、医療体制整備等に関する県の方向性の情報共有や内容の検討、役割確認を行い、

	<p>圏域の課題を踏まえた対応に生かした。</p> <p>①拠点病院に関する打合せ 1回 ②重点・協力医療機関に関する打合せ 1回 ③地域保健課長会議 4回 ④次のインフルエンザ流行に備えた体制整備に関する打合せ 3回 ⑤業務委託（検体搬送・患者移送、相談業務）に関する打合せ 各2回 ⑥県新型コロナウイルス対策会議（ZOOM） 6回 ⑦定例 Web 会議（宿泊療養施設、情報公表等） 平日毎日実施 ⑧各種説明会への参加（ZOOM）</p> <table border="0"> <tr> <td>厚生労働省主催のコロナ関連研修</td> <td>5回</td> </tr> <tr> <td>厚生労働省主催の HER-SYS 説明会</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>厚生労働省主催の DHEAT 研修（新型コロナ対応）</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>県主催の協力医療機関説明会</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>県主催の専門家会議</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>県立中央病院主催コロナ研修</td> <td>1回</td> </tr> </table>	厚生労働省主催のコロナ関連研修	5回	厚生労働省主催の HER-SYS 説明会	1回	厚生労働省主催の DHEAT 研修（新型コロナ対応）	1回	県主催の協力医療機関説明会	1回	県主催の専門家会議	1回	県立中央病院主催コロナ研修	1回
厚生労働省主催のコロナ関連研修	5回												
厚生労働省主催の HER-SYS 説明会	1回												
厚生労働省主催の DHEAT 研修（新型コロナ対応）	1回												
県主催の協力医療機関説明会	1回												
県主催の専門家会議	1回												
県立中央病院主催コロナ研修	1回												
<p>評価 ・ 課題</p>	<p><評価></p> <p>○早期に所内の体制を整え、全所体制によりコロナ対応が円滑に行えた。具体的な業務内容は、アクションカードや相談引継書等を作成、必要時に更新することで、各々の役割確認のもと、対応が行えた。</p> <p>○患者発生対応は、まん延防止のための積極的疫学調査を迅速かつ確実に行うとともに、患者支援の観点から、懇切丁寧な対応により、トラブルなく入院、治療が行えている。</p> <p>○未経験のコロナ対応であるため、随時更新される国や県からの情報を的確に捉え、迅速に関係医療機関や地区医師会に情報提供するとともに、医療体制に関与する内容については、管内医療機関、診療所、地区医師会、消防本部等に直接出向き、聞き取りや説明を行った。最新情報の共有と課題の聴取ができたことで、管内医療関係者との関係性の構築や地域での検討の方向性の明確化に繋がった。</p> <p>○新たな医療体制づくりの際には、会議や説明会開催に加え、独自資料を作成し対応の可視化と標準化が図れた。</p> <p>○制度変更や県の方針が示された時点等、適時に医療関係者と会議や地区医師会と合同での勉強会を開催し、医療体制づくりに向けた圏域全体の意識醸成やコロナ対応の理解が深まった。</p> <p>○現在の相談・診療・医療体制については、円滑に進んでいる。実施上の課題については今後、把握していく必要がある。</p> <p><課題></p> <p>○管内の感染拡大時の医療従事者等マンパワーの確保が、難しい現状にある。</p> <p>○学校、社会福祉施設等、クラスター回避のための感染防止対策に関する知識や取組について、関係機関と連携し、更に理解を深めていく必要がある。</p> <p>○新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所対応について、管内町の実態把握を行い実際の連携について検討していく必要がある。</p> <p>○感染まん延期における重点医療機関機能の維持のためのしくみづくりについて、考えていく必要がある。</p> <p>○クラスター、院内感染時等の病院間の相互連携について、具体的な実施方法等訓練を行う必要がある。</p> <p>○現在、検討中の管内町が実施主体であるコロナワクチン接種体制整備への後方支援及び健康被害発生時の対応に関する業務への関与が予想される。</p> <p>○地域で解決困難な課題については、他保健所と共有し、県医療対策本部への提案、山梨県</p>												

	<p>重大感染症危管理協議会において、解決策を検討していく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none">○コロナの対応、医療体制整備の取組については、今後の重大感染症発生時の医療体制の整備に活かしていく必要がある。峡南地区医療マニュアル作成、マニュアルに基づいた訓練の実施及びマニュアルの検証、修正等を将来的に行っていく。○新型インフルエンザ等対策会議については、コロナ対応での知見を踏まえた検討が必要だと思われる。
--	---

R2 年度 主要事業（実績）

主管課

健康支援課

事業名	在宅医療広域連携等推進事業
経緯・目的	<p>○平成 30 年度～ 切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の確保を目的に保健医療推進委員会の専門委員会として「峡南地域在宅医療広域連携会議」（以下、「連携会議」という。）を設置し、(1)医療機関及び訪問看護ステーションとの調整に関する事、(2)医療機関同士、医療機関と訪問看護ステーションの連携に関する事、(3)介護支援専門員等の介護関係者との連携に関する事について各関係者との協議の場を設けている。</p> <p>○最期を自宅で迎えたいと希望している者が多い中、在宅医の確保が困難であり、自宅看取りにおける訪問看護師の役割が大きいという意見が本会議で出されたことから、令和元年度に管内訪問看護師を対象に自宅看取りの実態調査を実施。令和 2 年度には自宅看取りの課題への取組について連携会議の議題として取り上げることとなった。</p>
実績	<p>○峡南地域在宅医療広域連携会議の開催 年 2 回</p> <p>【第 1 回】 委員 28 人 時期：令和 2 年 8 月 書面開催 ※新型コロナウイルス感染症まん延防止のため 内容：①令和元年度実績及び令和 2 年度事業計画について ②在宅医療を推進する上での課題の共有 ・看取りの実態調査結果を踏まえた取組内容の意見聴取 ③その他 ・新型コロナウイルス感染症対応における在宅医療推進上の課題と工夫点に関する意見聴取</p> <p>【第 2 回】 委員 28 人 時期：令和 3 年 2 月 書面開催 ※新型コロナウイルス感染症まん延防止のため 内容：①在宅医療を推進する上での課題の共有及び対応策の検討 ・看取りの実態調査結果を踏まえた取組内容に対する具体策の立案 ②実施要領の改正 ③その他 ・新型コロナウイルス感染症対応における在宅医療推進上の課題と工夫点のまとめ（情報提供）</p>
評価・課題	<p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携会議の各委員の意見聴取から、自宅看取りの課題のうち「理解」「共有」「資質向上（人材育成）」「連携」に関する取組を実施していたことが明らかになった。 ・今後は自宅看取りの課題に対して、①個人で取り組むこと、②所属で取り組むこと、③管内全体で広域的な課題として取り組むことに整理をする必要がある。 ・新型コロナ感染症対応における在宅医療推進上の課題と工夫点についても整理することができた。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自宅看取りの推進に向けて広域的に取り組むべき課題は保健医療推進委員会とも連動し、各町、峡南在宅医療支援センターとも協働しながら取り組むことが必要である。 ・在宅医療を推進していくための指針に基づき「退院支援」「日常の療養支援」「急変時の対応」「看取り」の 4 項目のうち、「看取り」以外の項目についても課題及び今後の取組を整理していくことが必要である。

事業名	生活習慣病予防対策
経緯・目的	<p><経緯></p> <p>○管内では、特定健診結果でHbA1c 有所見者や若年者の介護保険申請者が多いことから生活習慣病対策が課題であった。生活習慣病対策は生涯を通じて進めていくことが重要であるため、管内5町の母子・成人・介護保険担当者の代表と保健所職員が中心となり、平成25年度に「峡南生涯健康づくりプロジェクト」を立ち上げ、ライフサイクル別の分野（母子保健・成人保健・介護保険）が連携しながら課題や対策を検討してきた。（平成28年度末には目的達成のため各担当者会議として実施し引き続き各々で検討していく方向となった。）</p> <p>○平成29年度からは、同プロジェクトで抽出された管内の課題をもとに地域・職域保健連携推進協議会（以下、協議会）において糖尿病の重症化予防や慢性腎臓病予防を推進するため慢性腎臓病（CKD）に特化した取組みを実施。平成30年度には地域住民の健康寿命の延伸を図ることを目的に、職域における健診状況・医療費分析や国保データベースを利用した管内ごとのみ健診と医療費の状況等について地域職域連携推進協議会で意見交換した。さらに、峡南地域保健行政担当者会議・研修会を開催し、健康づくり担当課と国保担当課の職員がともに健康課題や医療費に関して情報交換・共有の場を持った。</p> <p>○令和元年9月に地域・職域保健連携推進協議会ガイドラインが12年ぶりに改定され、協議会の効果的な運営方策について整理され、協議会構成員の役割が明確化された。</p> <p>○今後は協議会委員が主体的に協議会を推進していく役割を担えるよう関わる必要性から、令和2年度は各委員（各関係機関）に期待される役割と取り組み状況について認識してもらえよう働きかけた。また、生活習慣病対策担当者会議を中心にした国保と後期高齢者の透析医療のデータ分析を行い峡南地域の傾向を示した。</p>
実績	<p>○地域・職域保健連携推進協議会の開催（コロナ感染拡大防止の観点から書面開催） 【第1回】</p> <p>日時：令和2年9月 参加者数：委員22名、事務局5名、オブザーバー5名 計32名</p> <p>内 容</p> <ol style="list-style-type: none"> 令和元年度峡南地域・職域保健連携推進協議会の取組実績 令和2年度峡南地域・職域保健連携推進協議会の取組 <ul style="list-style-type: none"> 地域・職域連携推進ガイドラインの改定における関係機関に期待される役割（期待される役割と実施状況調査） 県地域・職域保健連携推進協議会報告 保健事業と介護予防の一体的実施について <ul style="list-style-type: none"> 保健事業と介護予防の一体的実施について考えたための資料として峡南地域の高齢者に関する概況の情報提供

実績	<p>【第2回】 日時：令和3年2月 参加者数：委員22名、事務局5名、オブザーバー5名 計32名 内 容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 協議会規約の改正 2. 協議会の構成機関に期待される役割と実施状況調査結果の報告 3. やまなし健康経営優良企業認定 管内の認定事業所（アリメント工業）紹介と取組報告 4. 管内における透析の現状の情報共有 <p>○峡南地域保健行政担当者会議・研修会 今年度はコロナ感染拡大防止の観点から保健所主催の参集型会議及び研修は中止としたが、各町が第2期データヘルス計画中間評価をするにあたり国保連合会と連携を密に取り市町村対象の研修会への参加や個別に町に出向き評価の方向性について支援した。</p> <p>生活習慣病対策担当者会議（旧峡南生涯健康づくりプロジェクト） 回数 年間6回開催 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コロナ禍における特定健診・特定保健指導の実施状況の共有 ・ 糖尿病重症化予防プログラムにおける庁内連携と取組方法等の情報共有・検討 ・ 健診結果分析から効果的な保健指導と評価を検討。透析データの分析（透析新規導入患者の原疾患調べ含む）による管内の傾向を明確化 ・ 魅せる資料の作成、動画評価と今後の活用
評価・課題	<p>〈評価〉</p> <p>○地域・職域保健連携推進協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今年度はコロナの感染拡大防止の観点から書面会議に変更して開催 ・ 改定された地域・職域保健連携推進協議会ガイドラインを参考に当協議会の委員が具体的な取組を主体的に実施できることを目標に各委員（関係機関）に「期待される役割と取組状況」を調査しそれぞれの役割を果たしているかを意識づけられるよう働きかけた。 ・ また調査結果により、期待される役割を果たしていないと回答した項目が把握できたため、来年度に向けた取組の方向性が明確になった。 <p>○峡南地域保健行政担当者会議・研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今年度はコロナの感染拡大の観点から中止となったが、第2期データヘルス計画中間評価を行うにあたり国保連合会と連携を取りながら個別に各町に関わることができた。 <p>○生活習慣病対策担当者会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管内では糖尿病の有所見率が高く、人工透析患者数も多いため、継続して糖尿病重症化予防を含めた生活習慣病予防対策として健診結果の分析や透析データによる傾向の把握、啓発普及方法として同会で作成した動画の活用について担当者間で検討するなど具体的に取組むことができた。

〈課題〉

○地域・職域保健連携推進協議会

- ・各町商工会からの回答では「期待する役割や取組」として実施出来ていない項目が多数あったため、健康づくりに関する商工会としての取組について、連携を取りながら検討していく必要がある。
- ・ガイドラインに示された協議会のあり方に基づき段階的に主体的な取組ができるような協議会の運営が必要。管内は国で示されたレベルに基づく課題や取り組みの共有までは達成できていると思われるため、次のステップとして、会が主体的に取り組んでいるレベルに達成できるよう検討していく必要がある。
- ・管内の健康課題である糖尿病や高血圧対策、働き盛りの脂質代謝異常対策、地域保健行政担当者会議で抽出された課題等を引き続き見える化し、会として取り組めそうな課題を明確にすると共に、会が主体的に取り組んでいけるような意図的なしかけづくり（課題の見える化や必要時ワーキンググループの設置、好事例やアイデアの紹介など）が必要だと考える。

○峡南地域保健行政担当者会議・研修会

- ・今年度はコロナの影響で会議や研修会が中止となったが、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に向け、各関係機関（後期高齢者医療広域連合組合、市町村、県（国保援護課））の役割や具体的な取り組み内容、体制整備等の検討が必要になる。引き続き町の国保担当者と健康づくり担当者との連携はもちろんのこと国保援護課と連携をとりつつ関係者間で健康課題解決について検討していく必要がある。

○各種担当者会議との連動

- ・各種担当者会議で抽出された健康づくり関連の詳細な課題や取り組みについては、地域・職域保健連携推進協議会や峡南地域保健行政担当者会議等の中で必要時取り上げるなど体系的な展開が必要
- ・特に糖尿病予防・糖尿病重症化予防は峡南地域の重点課題であるため、引き続き生活習慣病予防対策担当者会議の場などを活用しながら実践的に取り組んでいくことが効果的であると思われる。

事業名	難病患者の災害時支援体制の整備
経緯・目的	<p><経緯></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成27年1月から「難病法」が施行され、難病の患者に対する良質・適切な医療の確保と療養生活の質の維持向上を図っていくこととされ、指定難病の疾患は施行前56疾患から306疾患に拡大された。また、平成29年4月から新たに指定難病が24疾患追加され、330疾患、令和2年2月現在333疾患となった。 ○ 小児慢性特定疾病対策の充実を目指すものとして、児童福祉法が平成27年1月から改正され、施行前11疾患群514疾病から、14疾患群・704疾病に拡大された。また、平成29年4月から小児慢性特定疾病を18疾患追加助成し、722疾病、平成31年1月現在756疾病が対象疾患となった。 <p><目的></p> <p>医療費助成の申請受理、患者及び家族の療養生活など相談・支援や支援ネットワークの構築、災害時を想定した平時の準備</p>
実績	<ul style="list-style-type: none"> ○患者及び家族への普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・学習会の開催については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため来年度に延期 ・新型コロナウイルス感染症まん延防止により学習会が開催できなかったためリーフレットにて周知を図った。 ○実態調査 <ul style="list-style-type: none"> ・更新延長の通知に併せ、災害時の避難に関するアンケート調査を実施し、災害時の避難における課題と現状を分析。 ・指定難病全受給者299名にアンケート発送し、143名から回収。回収率は47.8% ・小児慢性特定疾病31名にアンケート発送し、18名から回収。回収率は58.1% ○患者及び家族の療養生活など相談・支援の継続的な実施 <ul style="list-style-type: none"> ・今年度は更新手続きが延長されたため新規申請や変更申請時は保健師等が必ず面接を実施 ・所内カンファレンスを毎月1回実施し計30件の支援方法や課題解決に向け検討（R3.1現在） ・面接や日頃の訪問などを通し理学療法士や作業療法士等による相談・指導が必要な対象者に対し訪問相談・指導事業を活用 計 1回 1件 ○個別支援計画の策定と支援ネットワークづくり <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に生命に直結する人工呼吸器装着患者について、安否確認や関係機関との連携を図るため災害時要配慮者台帳と災害時の個別支援計画を作成。さらに安否確認のためのアクションカードを作成。 ・小児慢性特定疾患対象者については支援関係機関（者）連絡会議を2回開催 参加者数14名 個別支援計画作成においては関係機関と情報共有し作成 ○在宅人工呼吸器装着患者等の訓練実施及び避難体制や避難所環境の整備の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・コロナの感染拡大防止の観点から次年度以降要検討していく ○各町への避難行動要配慮者情報の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・町への情報提供に同意を得られた人について、特定医療費（指定難病）受給者災害時要配慮者リストを作成し、各町との業務連絡会等を活用し情報提供

	<p>○災害時の難病患者及び家族に関わる保健師の資質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナの影響により医務課主体の「災害時保健師活動マニュアル」の改正に向けた検討会が実施できなかったため、改正後にマニュアルをもとに情報提供していく。
<p>評価 ・ 課題</p>	<p>〈評価〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○今年度はコロナの感染拡大防止の観点から更新手続きが延長になり、各種事業が中止となったが、その分、更新の延長通知を活用し、コロナに関するリーフレットや災害時の実態把握のためのアンケート調査を同時に実施するなど工夫して対応した。 ○災害時の不安や困難なことについて「被災時の知識不足」「避難時支援者の不在」「避難経路寸断」等による不安が強いことが明確になったため、今後の具体策を検討していく方向付けができた。 ○管内に在住する2名の人工呼吸器装着患者の個別支援計画を関係者と検討しながら作成するとともに災害時に迅速に安否確認ができるよう台帳の整備及びアクションカードを作成できた。 ○避難行動要配慮者に関する町との情報交換会については、各町との業務連絡会にて定例で実施できるようになった。 <p>〈課題〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○個別支援計画の策定（更新）と支援ネットワークづくり <ul style="list-style-type: none"> ・難病患者・小児慢性特定疾病児のうち人工呼吸器装着患者については今後も引き続き個別支援計画を策定または更新し、関係者・関係機関と共有する必要がある。 ・人工呼吸器装着患者等については個別支援計画に基づき、町担当保健師、介護支援専門員、訪問看護師等の関係職種と情報共有し、内容の検討、役割の確認を行い、患者・家族の療養生活の支援や支援ネットワークの構築を進める必要がある。 ○訓練の実施等の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・在宅人工呼吸器使用患者については、安否確認の実際について訓練をするなどの検討が必要である。（コロナ禍のため要検討） ○避難行動要援護者の各町への情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き全町に対し避難行動要援護者に関する情報を提供する必要がある。